

西介保発第 134 号  
平成 31 年 1 月 4 日  
(2019 年)

市内指定居宅介護支援事業所 管理者様  
市内指定介護予防支援事業所 管理者様  
市内指定予防専門型訪問サービス事業所 管理者様  
市内指定家事援助限定型訪問サービス事業所 管理者様  
市内共生型予防専門型訪問サービス事業所 管理者様

西宮市健康福祉局長

### 予防専門型訪問サービス及び家事援助限定型訪問サービスの利用について（通知）

平素より、本市介護保険事業の推進にご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

本市においては、予防専門型訪問サービス及び家事援助限定型訪問サービスを利用するに当たり、基本的な考え方に変更はありませんが、今般の共生型予防専門型訪問サービスの創設に伴い「予防専門型訪問サービス及び家事援助限定型訪問サービスの利用について（通知）」（平成 28 年（2016 年）12 月 9 日 西介保発第 54 号）を別添 1 のとおり改正し、平成 31 年（2019 年）1 月利用分より適用することとします。

<問い合わせ先>

〒662-8567 西宮市六湛寺町 10-3

西宮市 介護保険課 給付・適正化チーム

電 話：0798-35-3048

## (別添1)

訪問型サービスの利用に当たっては、地域包括支援センター及び委託先の居宅介護支援事業所における介護支援専門員が、利用者本人の状況を判断して介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランに位置づけするが、原則、本市が介護予防・日常生活支援総合事業を開始した平成 29 年（2017 年）4 月 1 日以降、新規に訪問型サービスで生活援助のみの利用をする場合においては、家事援助限定型訪問サービスの利用とする。

ただし、生活援助のみの利用であっても、①直近の訪問調査結果における「認知症高齢者自立度」がⅡa 以上又は精神疾患等がある利用者であって、訪問介護員等の有資格者による専門的なサービス提供が必要と判断された場合や、②利用者の居宅の日常生活圏域内等に指定家事援助限定型訪問サービス事業所がない場合は、予防専門型訪問サービスの利用が認められる。予防専門型訪問サービスをケアプランに位置つけた場合は、身体介護の利用がある等の場合であっても、位置つけた理由を介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランに必ず記載することとする。なお、正当な理由の記載がない場合、第 1 号事業支給費の返還対象となる場合があるため、留意すること。

また、正当な理由により予防専門型訪問サービスを利用していた人が、当該理由に該当しなくなった場合、他のいずれの理由にも該当しなければ、速やかに家事援助限定型訪問サービスの利用に切り替えること。

平成 31 年（2019 年）1 月より実施する共生型予防専門型訪問サービスにおいても、基本的な考え方は予防専門型訪問サービスと同様である。ただし、共生型予防専門型サービスはサービスに従事する職員が有する資格等により利用できる者が制限される場合があるため、留意すること。

各訪問型サービスの利用の可否の詳細については下記に、考え方のフローチャートについては別添 2 に、具体例については別添 3 に示す。

## 記

### 1. 家事援助限定型訪問サービスを利用できない場合

- (1) 訪問型サービスの利用が必要な場合であって、サービス提供内容に身体介護が含まれる場合、家事援助限定型訪問サービスを利用することはできない。  
※家事援助限定型訪問サービスでは、運営基準上、身体介護のサービスを提供することができない。

### 2. 予防専門型訪問サービスを利用できる場合

- (1) 直近の訪問調査結果における「認知症高齢者自立度」がⅡa 以上又は精神疾患等がある利用者であって、訪問介護員等の有資格者による専門的なサービス提供が必要と判断された場合、予防専門型訪問サービスを利用できる。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)に基づく障害福祉サービスのうち、居宅介護又は重度訪問介護を利用したことがある人が訪問型サービスの利用が必要と判断された場合、予防専門型訪問サービスを利用できる。

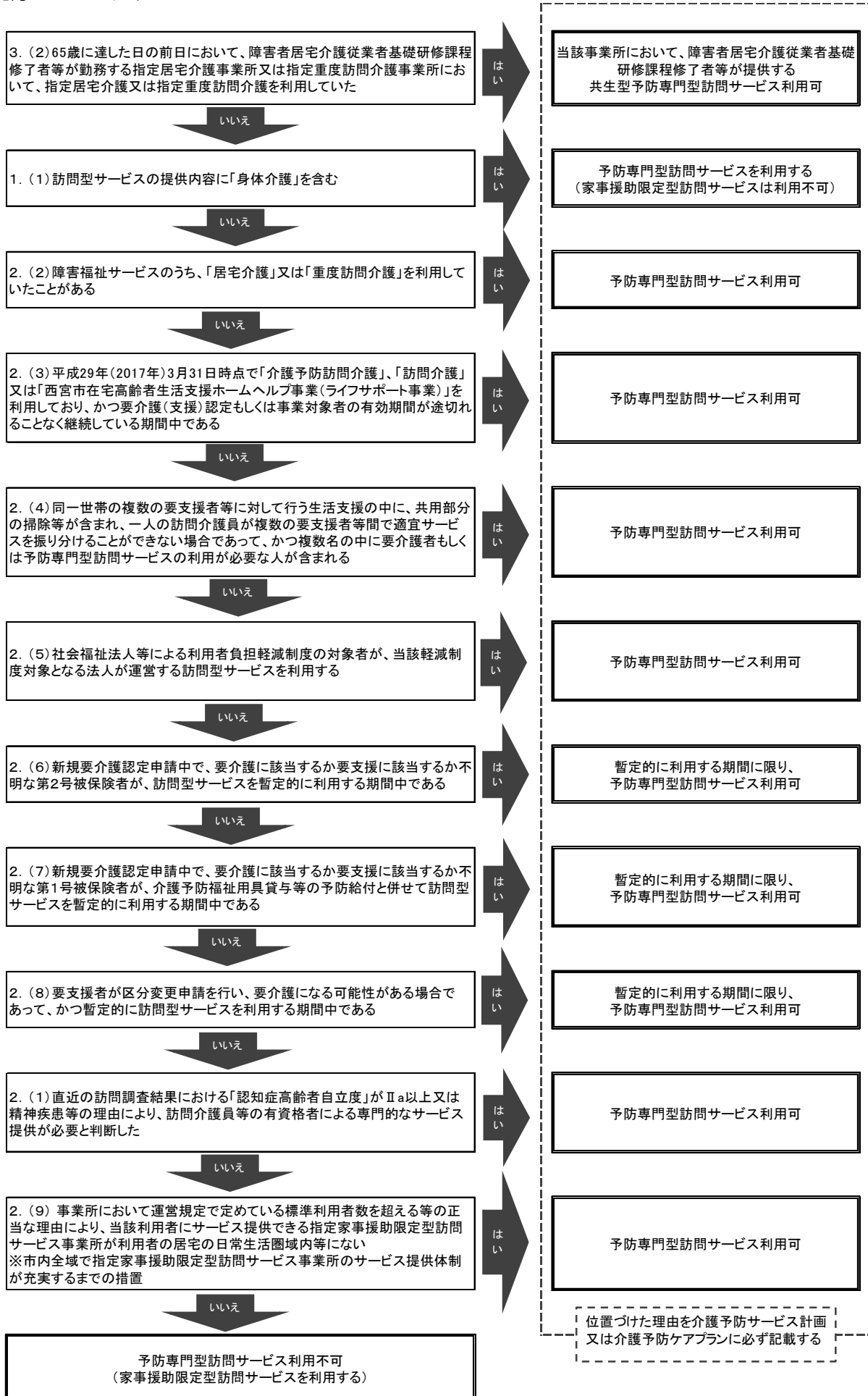
- (3) 平成 29 年 (2017 年) 3 月 31 日時点で介護予防訪問介護、訪問介護、又は西宮市在宅高齢者生活支援ホームヘルプ事業 (ライフサポート事業) ※を利用していた人が訪問型サービスの利用が必要と判断された場合、要介護 (支援) 認定又は事業対象者の有効期間が途切れることなく継続している期間に限り、予防専門型訪問サービスを利用できる。  
※当該事業は平成 29 年 (2017 年) 3 月 31 日をもって終了。
- (4) 複数の要支援者、要介護者、事業対象者 (以下「要支援者等」という。) がいる世帯において、複数の要支援者等に対して生活援助が必要な場合、それぞれの適切なアセスメントにより設定された生活機能向上に係る目標の達成状況に応じて必要な程度の量のサービスをそれぞれに提供することになるが、共用部分の掃除等が含まれ、一人の訪問介護員が複数の要支援者等間で適宜サービスを振り分けることができない場合であって、かつ複数名の中に要介護者もしくは予防専門型訪問サービスの利用が必要な人が含まれる場合に限り、その他の要支援者等についても、予防専門型訪問サービスを利用できる。
- (5) 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の対象者が訪問型サービスの利用が必要と判断され、当該軽減制度対象となる法人が運営する訪問型サービスを利用する場合、予防専門型訪問サービスを利用できる。
- (6) 新規要介護認定申請中であり、要介護に該当するか要支援に該当するか不明な第 2 号被保険者が、暫定的に訪問型サービスの利用が必要と判断された場合、暫定的に利用する期間に限り、予防専門型訪問サービスを利用できる。
- (7) 新規要介護認定申請中であり、要介護に該当するか要支援に該当するか不明な第 1 号被保険者が、介護予防福祉用具貸与等の予防給付と併せて暫定的に訪問型サービスの利用が必要と判断された場合、暫定的に利用する期間に限り、予防専門型訪問サービスを利用できる。
- (8) 要支援者が状態悪化に伴い区分変更申請を行い、要介護になる可能性がある場合であって、かつ暫定的に訪問型サービスの利用が必要と判断された場合、暫定的に利用する期間に限り、予防専門型訪問サービスを利用できる。
- (9) 事業所において運営規程で定めている標準利用者数を超える等の正当な理由により、当該利用者にサービス提供できる指定家事援助限定型訪問サービス事業所が利用者の居宅の日常生活圏域内等でない場合、予防専門型訪問サービスを利用できる。  
※当該理由は市内全域で指定家事援助限定型訪問サービス事業所のサービス提供体制が充実するまでの間の当面の措置であり、今後見直すことがありうる。なお、見直し前であっても、当該日常生活圏域内等のサービス提供体制が充実してきた場合は、他の予防専門型訪問サービスを利用できる場合に当てはまらなければ、当該利用者にサービス提供できる指定家事援助限定型訪問サービス事業所を探し、家事援助限定型訪問サービスの利用に切り替えることが望ましい。

### 3. 共生型予防専門型訪問サービスを利用できる場合

- (1) 障害福祉制度の指定居宅介護事業所又は指定重度訪問介護事業所が共生型予防専門型訪問サービスを行う場合で、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、旧介護職員基礎研修修了者、旧訪問介護員1級課程又は旧2級課程修了者及び居宅介護職員初任者研修課程修了者（相当する研修課程修了者を含む。）がサービスを提供する場合、予防専門型訪問サービスと同様の取扱いとする。  
※別添1～3において、「予防専門型訪問サービス」と記載している場合は、上記の者が提供する共生型予防専門型訪問サービスも含むものとする。
  
- (2) (1)に規定する者以外（以下、「障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等」という。）がサービスを提供する場合、65歳に達した日の前日において、これらの者が勤務する指定居宅介護事業所又は指定重度訪問介護事業所において、指定居宅介護又は指定重度訪問介護を利用していた高齢障害者のみがサービスを利用できる。

以上

考え方のフローチャート



## 具体例

## 【障害福祉サービスの利用者の場合】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく障害福祉サービスのうち、居宅介護又は重度訪問介護を利用したことがある人が訪問型サービスの利用が必要と判断された場合、予防専門型訪問サービスを利用できる。

※要介護（支援）認定又は事業対象者の有効期間が途切れている期間が過去にあったとしても、予防専門型訪問サービスを利用できる。

## &lt;事例 1&gt;

認定結果	なし	要支援1 (2017.7.1～2018.6.30)	要支援1 (2018.7.1～2020.6.30)
サービス	<u>障害福祉サービスの居宅介護の利用歴あり</u>	予防専門型訪問サービス <u>利用可</u>	予防専門型訪問サービス <u>利用可</u>

## &lt;事例 2&gt;

認定結果	なし	要支援1 (2017.7.1～ 2018.6.30)	なし <u>(2018.7.1～ 2018.11.30)</u>	要支援1 (2018.12.1～ 2019.11.30)
サービス	<u>障害福祉サービスの居宅介護の利用歴あり</u>	予防専門型 訪問サービス <u>利用可</u>		予防専門型 訪問サービス <u>利用可</u>

【既利用者の場合】

平成 29 年（2017 年）3 月 31 日時点で介護予防訪問介護、訪問介護、又は西宮市在宅高齢者生活支援ホームヘルプ事業（ライフサポート事業）を利用していた人が訪問型サービスの利用が必要と判断された場合、要介護（支援）認定又は事業対象者の有効期間が途切れることなく継続している期間に限り、予防専門型訪問サービスを利用できる。

※有効期間が途切れていなければ、サービスの未利用期間の有無にかかわらず、予防専門型訪問サービスを利用できる。

※「平成 29 年（2017 年）3 月 31 日時点で介護予防訪問介護、訪問介護、又は西宮市在宅高齢者生活支援ホームヘルプ事業（ライフサポート事業）を利用」とは、平成 29 年（2017 年）3 月 31 日に実際にサービス提供があったかどうかではなく、サービスの利用契約が継続していたことを要件としている。

<事例 3>

認定結果	要支援1 (2016.7.1～2017.6.30)	要支援1 (2017.7.1～2019.6.30)	要支援1 (2019.7.1～2021.6.30)
サービス	2017.3.31 時点 介護予防訪問介護の 利用あり	予防専門型訪問サービス 利用可	予防専門型訪問サービス 利用可

<事例 4>

認定結果	要介護3 (2016.7.1～ 2017.6.30)	要支援1 (2017.7.1～ 2019.6.30)	要介護1 (2019.7.1～ 2021.6.30)	要支援1 (2021.7.1～ 2023.6.30)
サービス	2017.3.31 時点 訪問介護の利用あり	予防専門型訪問 サービス利用可	訪問介護	予防専門型訪問 サービス利用可

<事例 5>

認定結果	非該当	事業対象者 (2017.4.1～2017.9.30)	事業対象者 (2017.10.1～2018.3.31)
サービス	2017.3.31 時点 ライフサポートの ホームヘルプの利用あり	予防専門型訪問サービス 利用可	予防専門型訪問サービス 利用可

<事例6>

認定結果	要支援1 (2016.7.1～2017.6.30)	要支援1 (2017.7.1～2019.6.30)	事業対象者 (2019.7.1～2019.12.31)
サービス	2017.3.31 時点 介護予防訪問介護の 利用あり	予防専門型訪問サービス 利用可	予防専門型訪問サービス 利用可

<事例7>

認定結果	要支援1 (2016.7.1～2017.6.30)	要支援1 (2017.7.1～2019.6.30)	事業対象者 (2019.7.5～2020.1.31)
サービス	2017.3.31 時点 介護予防訪問介護の 利用あり	予防専門型訪問サービス 利用可	予防専門型訪問サービス 利用可

※要支援認定の更新結果が非該当となったが、その結果通知が遅れたことにより、基本チェックリストの実施が遅れ、結果として有効期間が途切れた場合は、その期間が概ね1か月以内であれば予防専門型訪問サービスの利用可とする。

<事例8>

認定結果	他市で要支援1 (2016.12.1～2017.11.30)	西宮市に転入 要支援1 (2017.11.1～2018.4.30)	要支援1 (2018.5.1～2020.4.30)
サービス	2017.3.31 時点 介護予防訪問介護の 利用あり	予防専門型訪問サービス 利用可	予防専門型訪問サービス 利用可

※平成29年(2017年)3月31日時点のサービス利用の有無は、転入前の他市町村の介護予防訪問介護、訪問介護、又は現行相当の訪問型サービスの利用を含む。また、要介護(支援)認定又は事業対象者の有効期間についても、他市町村の要介護(支援)認定又は事業対象者の有効期間を含む。



【第2号被保険者の新規申請中の暫定利用の場合】

新規要介護認定申請中であり、要介護に該当するか要支援に該当するか不明な第2号被保険者が、暫定的に訪問型サービスの利用が必要と判断された場合、暫定的に利用する期間に限り、予防専門型訪問サービスを利用できる。

※要支援認定を受けた場合は、訪問介護員等の有資格者による専門的なサービス提供が必要と判断される等、予防専門型訪問サービスを利用できる場合に当てはまらなければ、家事援助限定型訪問サービスの利用に切り替える必要がある。

<事例9>

2017.7.15	新規要介護認定申請	
2017.7.15	<u>訪問型サービスのみ</u> を暫定利用	暫定的に利用する期間は、 <u>予防専門型訪問サービス</u> を利用できる。(第2号被保険者は認定結果が出た後、暫定的にサービスを利用している期間について、事業対象者として取り扱うことができないため、予防給付との併給でなくても予防専門型訪問サービスを利用できることとしている。)
2017.8.10	<u>要支援1</u> の認定結果通知	※仮に認定の結果が異なった場合でも利用者に給付がなされるよう予防専門型訪問サービス事業者及び訪問介護事業者の両方の指定を受けている事業者をケアプラン上は位置づけることが考えられる。
2017.8.11	介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書提出	家事援助限定型訪問サービスを利用する。

【第1号被保険者の新規申請中の暫定利用の場合】

新規要介護認定申請中であり、要介護に該当するか要支援に該当するか不明な第1号被保険者が、介護予防福祉用具貸与等の予防給付と併せて暫定的に訪問型サービスの利用が必要と判断された場合、暫定的に利用する期間に限り、予防専門型訪問サービスを利用できる。

※認定結果が要介護であった場合に暫定的に利用した期間を事業対象者として取り扱うためには、「①要介護等認定申請日以降かつ暫定利用開始前に基本チェックリストを実施して事業対象者に該当していること」、及び「②暫定利用開始前にサービス計画届出書と基本チェックリストを提出していること」が必要。

※要支援認定を受けた場合は、訪問介護員等の有資格者による専門的なサービス提供が必要と判断される等、予防専門型訪問サービスを利用できる場合に当てはまらなければ、家事援助限定型訪問サービスの利用に切り替える必要がある。

<事例10>

2017.7.15	新規要介護認定申請	
2017.7.15	訪問型サービスと介護予防福祉用具貸与を暫定利用	介護予防福祉用具貸与等の予防給付との併給で暫定的に利用する期間は、 <u>予防専門型訪問サービス</u> を利用できる。
2017.8.10	要支援1の認定結果通知	※仮に認定の結果が異なった場合でも利用者に給付がなされるよう予防専門型訪問サービス事業者及び訪問介護事業者の両方の指定を受けている事業者をケアプラン上は位置づけることが考えられる。
2017.8.11	介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書提出	家事援助限定型訪問サービスを利用する。

<事例11>

2017.7.15	新規要介護認定申請	
2017.7.15	訪問型サービスのみを暫定利用	介護予防福祉用具貸与等の予防給付との併給でなければ、 <u>暫定的に利用する期間</u> であっても、原則、家事援助限定型訪問サービスを利用する。
2017.8.10	要支援1の認定結果通知	(認定結果が要介護であった場合、暫定的に利用した期間は事業対象者として取り扱う)
2017.8.11	介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書提出	家事援助限定型訪問サービスを利用する。

<事例 12>

2017.7.15	新規要介護認定申請	
2017.7.15	<u>訪問型サービスのみ</u> を暫定利用	介護予防福祉用具貸与等の予防給付との併給でなければ、 <u>暫定的に利用する期間であっても、原則、家事援助限定型訪問サービス</u> を利用する。 (認定結果が要介護であった場合、暫定的に利用した期間は事業対象者として取り扱う)
2017.8.10	<u>要介護1</u> の認定結果通知	
2017.8.11	介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書及び居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書提出	訪問介護を利用する。

【区分変更申請中の暫定利用の場合】

要支援者が状態悪化に伴い区分変更申請を行い、要介護になる可能性がある場合であって、かつ暫定的に訪問型サービスの利用が必要と判断された場合、暫定的に利用する期間に限り、予防専門型訪問サービスを利用できる。

※区分変更申請が却下された場合、もしくは要支援認定を受けた場合は、訪問介護員等の有資格者による専門的なサービス提供が必要と判断される等、予防専門型訪問サービスを利用できる場合に当てはまらなければ、家事援助限定型訪問サービスの利用に切り替える必要がある。

<事例 13>

2017.7.15	要支援1の人が状態悪化に伴い区分変更申請	
2017.7.15	<u>訪問型サービスのみ</u> を暫定利用	暫定的に利用する期間は、 <u>予防専門型訪問サービス</u> を利用できる。 ※仮に認定の結果が異なった場合でも利用者に給付がなされるよう予防専門型訪問サービス事業者及び訪問介護事業者の両方の指定を受けている事業者をケアプラン上は位置づけることが考えられる。
2017.8.10	<u>要介護1</u> の認定結果通知	
2017.8.11	居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書提出	訪問介護を利用する。

【平成 29 年（2017 年）4 月 1 日以降に新たに介護予防訪問介護もしくは訪問介護を利用した場合】

平成 29 年（2017 年）4 月 1 日以降に新たに介護予防訪問介護もしくは訪問介護を利用した人が、要介護（支援）認定有効期間が満了したことに伴い、訪問型サービスの利用に移行する際は、訪問介護員等の有資格者による専門的なサービス提供が必要と判断される等、予防専門型訪問サービスを利用できる場合に当てはまらない場合、予防専門型訪問サービスは利用できない。

<事例 14>

認定結果	要支援1 (2016.7.1～2017.6.30)	要支援1 (2017.7.1～2019.6.30)	要支援1 (2019.7.1～2021.6.30)
サービス	<u>2017.6.1 から新たに 介護予防訪問介護の利用</u>	予防専門型訪問サービス <u>利用不可</u>	予防専門型訪問サービス <u>利用不可</u>

<事例 15>

認定結果	要介護3 (2016.7.1～2017.6.30)	要支援1 (2017.7.1～2019.6.30)	要支援1 (2019.7.1～2021.6.30)
サービス	<u>2017.6.1 から新たに 訪問介護の利用</u>	予防専門型訪問サービス <u>利用不可</u>	予防専門型訪問サービス <u>利用不可</u>

【状態改善等により身体介護が不要となった場合】

身体介護と生活援助の両方が必要なため、予防専門型訪問サービスを利用していた人が、状態改善等により身体介護が不要となった場合、訪問介護員等の有資格者による専門的なサービス提供が必要と判断される等、予防専門型訪問サービスを利用できる場合に当てはまらない場合は、予防専門型訪問サービスは利用できない。

<事例 16>

認定結果	要支援1 (2016.7.1～2017.6.30)	要支援1 (2017.7.1～2019.6.30)	要支援1 (2019.7.1～2021.6.30)
サービス	利用なし	身体介護を含むため 予防専門型訪問サービス 利用 ↓ <u>身体介護が不要となった場合、</u> 予防専門型訪問サービス <u>利用不可</u> ※家事援助限定型訪問 サービスの利用に切り替える	予防専門型訪問サービス <u>利用不可</u>

【直近の訪問調査結果における「認知症高齢者自立度」がⅡa 以上又は精神疾患等の理由に該当しなくなった場合】

直近の訪問調査結果における「認知症高齢者自立度」がⅡa 以上又は精神疾患等の理由により、訪問介護員等の有資格者による専門的なサービス提供が必要と判断され、予防専門型訪問サービスを利用していた人が、当該理由に該当しない状態になった場合、その他予防専門型訪問サービスを利用できる場合に当てはまらない場合は、予防専門型訪問サービスは利用できない。

<事例 17>

認定結果	要支援1 (2016.7.1～2017.6.30)	要支援1 (2017.7.1～2019.6.30)	要支援1 (2019.7.1～2021.6.30)
サービス	利用なし	直近の訪問調査結果における「認知症高齢者自立度」がⅡa 以上又は精神疾患等の理由により予防専門型訪問サービス 利用 ↓ <u>当該理由に該当しなくなった場合</u> 、 <u>予防専門型訪問サービス</u> <u>利用不可</u> ※家事援助限定型訪問サービスの利用に切り替える	予防専門型訪問サービス <u>利用不可</u>

【65歳に達した日の前日に、障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等が勤務する指定居宅介護事業所又は指定重度訪問介護事業所で、指定居宅介護又は指定重度訪問介護を利用していた場合】

当該事業所において、障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等が提供する共生型予防専門型訪問サービスを利用できる。

<事例 18>

認定結果	なし (65歳年齢到達の前日)	要支援1 (2019.3.3～ 2020.3.31)	なし ( <u>2020.4.1～</u> <u>2020.9.30</u> )	要支援1 (2020.10.1～ 2021.9.30)
サービス	障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等が勤務する指定居宅介護事業所又は指定重度訪問介護事業所で、指定居宅介護又は指定重度訪問介護を利用している	当該事業所で、障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等が提供する共生型予防専門型訪問サービス <u>利用可</u>		当該事業所で、障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等が提供する共生型予防専門型訪問サービス <u>利用可</u>